

私有車両通勤規則

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

第1条 (目的)

この規則は、〇〇〇〇株式会社 (以下「当社」という) の従業員が自己の所有する車両等を使って通勤する場合に、必要な手続き、遵守すべき事項を定めるものである。

第2条 (定義)

私有車両とは、社員が所有する車両または社員が会社以外の者から借用している車両をいう。

第3条 (通勤に使用する自動車)

1. 従業員が通勤に使用する自動車は、原則として、自動車車検証の使用者が従業員本人、従業員の配偶者、又は従業員の父母であるもの (以下「私有車両」という) でなければならない。ただし、当社の許可を得た場合はこの限りでない。
2. 前項の条件を満たす私有車両であっても、通勤にふさわしくないと当社が判断したときは通勤に使用することを許可しない。

第4条 (運転者の遵守事項)

私有車両通勤しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 常に交通法規を遵守し、安全運転に心掛けること。
- ② 当社の指導監督を受け、その指示に従うこと。
- ③ 従業員は、次のイからニに該当するときは運転してはならない。
 - イ 飲酒した場合
 - ロ 過労、病気のため心身が疲労している場合
 - ハ 私有車両が整備不良 (装置の不備、調整の不完全) の場合
 - ニ その他道路交通法令が禁止している事項に該当する場合
 - ホ その他前イ～ニに準ずる場合
- ④ 従業員は、私有車両について、法令に基づいた定期点検を必ず行い、定期点検整備記録簿を私有車両内に備え付けなければならない。
- ⑤ 従業員は、事故又は道路交通法違反があった場合、直ちに当社に報告しなければならない。
- ⑥ 従業員は、あらかじめ当社に申し出た通勤経路 (自宅から当社までの通勤に必要な合理的な最短経路とする。) 以外の道路で通勤してはならない。ただし、当社の許可がある場合及び正当な理由がある場合はこの限りでない。

第5条 (私有車両通勤の許可基準)

当社は、次の条件を満たした場合に限り、従業員の私有車両通勤を許可するものとする。

- ① 原則として1年以上の運転経験を持ち、当社が運転者として適格と認めた者であること。
- ② 次の自動車任意保険に加入していること。
対人賠償：無制限

対物賠償：無制限

- ③ 保険の車両使用用途を実態に適合させること。
- ④ 定期点検整備が確実に実施されていること。

第6条（私有車両通勤許可申請手続）

1. 私有車両通勤しようとする者は、当社に「私有車両通勤許可申請書」にて許可申請をしなければならない。
2. 申請書には次の写しを添付し、かつ、当社からの求めに応じて原本を提示しなければならない。
 - ① 自動車運転免許証
 - ② 自動車車検証
 - ③ 自動車損害賠償責任保険
 - ④ 自動車任意保険証
3. 前項に定める書類については、その有効期限が切れたときは速やかに更新後の書類を提出しなければならない。

第7条（業務への使用禁止）

私有車両通勤者は、当社の業務のために私有車両を使用してはならない。ただし、事前に当社の許可を受けた場合、または当社の指示がある場合はこの限りでない。

第8条（届出の義務）

私有車両通勤の許可を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、速やかに当社に届け出るものとする。

- ① 私有車両通勤申請書の記載事項に変更があった場合
- ② 交通事故が生じた場合
- ③ 私有車両通勤をやめる場合

第9条（許可の取消し）

次の事由が発生したときは、私有車両通勤の許可を取り消すものとする。

- ① 本規程に違反した場合、または人身事故を起こした場合
- ② 使用車両が安全な運行に耐え得なくなると当社が判断した場合
- ③ 第3条に定める運転者の遵守事項が十分守られていないと当社が判断した場合
- ④ 第4条に定める任意保険に関する管理が適切に行われていない場合
- ⑤ その他当社が私有車両通勤を認めることが適当でない判断した場合

第10条（駐車場）

1. 私有車両の通勤許可を申請する従業員は、「私有車両通勤許可申請書」にて駐車場所の許可を得なければならないものとする。

2. 前項に定める駐車場にかかる費用は従業員負担とする。

第11条（事故が発生した場合）

1. 運転者が事故を起こした場合、速やかに法令に定める処置を行うほか、遅滞なく事故の詳細を当社へ報告するものとする。
2. 私有車両通勤者は自らの責任において、私有車両を運行するものとする。また、私有車両通勤者が事故を起こした場合、本人の責任において解決するものとし、当社は一切その責任を負わない。
3. 駐車中における私有車両の破損、盗難等の事故については、当社は一切その保障を行わない。
4. 運転者の私有車両運行にかかる法令違反に対する罰金等は本人の負担とする。
5. 事故に伴う対人・対物賠償金の弁済は、運転者本人の自動車損害賠償責任保険および任意保険により行うものとする。また、私有車両の損害については、運転者本人が負担するものとする。

第12条（当社の求償権）

1. 私有車両通勤者が事故を起こし、そのために当社が損害を受けたときは、当該本人は当社に対し、当社が受けた全損害を賠償するものとする。
2. 前項において、当該本人の賠償能力が不足するときは、当社は当該本人の身元保証人に対して損害賠償を請求する。

第13条（通勤通中の事故等の場合の懲戒処分事由）

1. 従業員が次の各号の1つ該当するときは、その情状に応じ、譴責、減給、出勤停止又は降格に処する。
 - ① 通勤中に人に傷害を負わせる交通事故を起こした場合
 - ② 通勤中に酒酔い運転をした場合
 - ③ 通勤中に酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法違反をした場合、又は、この場合において物の損壊にかかる交通事故を起こして措置義務違反をした場合
 - ④ その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があった場合
2. 従業員が次の各号の1つに該当するときは、その情状に応じ、諭旨解雇又は懲戒解雇に処する。ただし、改悛の情が顕著に認められること、過去の勤務成績が良好であったこと等を勘案し、前項の処分にとどめることがある。
 - ① 通勤中に酒酔い運転で人を死亡させ、もしくは重篤な傷害を負わせた場合、通勤中に酒酔い運転で人に傷害を負わせた場合で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合
 - ② 通勤中に酒気帯び運転で人を死亡させ、もしくは傷害を負わせた場合、又は、この場合において措置義務違反をした場合
 - ③ 通勤中に酒酔い運転をした場合で物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日より施行する。